

気候変動枠組条約締約国会議(COP)及び京都議定書締約国会合(COP/MOP)等 における二酸化炭素回収・貯留(CCS)の検討状況

1. クリーン開発メカニズム(CDM)における CCS の検討状況

(1) 京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP1:2005年11~12月)における決定

議題：CDMへの追加ガイダンスにおいて以下の一連の決定がなされた。

各国が2006年2月13日までに、CCSをCDMとすることについて、特にプロジェクト境界、リーケージ、持続性について考慮しつつ、UNFCCC事務局に対して、サブミッション(意見書)を提出すること。

2006年5月の気候変動枠組条約補助機関会合(SBSTA24)の際には、本議題を検討するため、「二酸化炭素回収・貯留とCDMに関するワークショップ」を開催すること。

CDM理事会に対して、COP/MOP2決定の勧告をまとめるために、CCS-CDMのための新規方法論の提案を要請すること(request)。

COP/MOP2において、CCSをCDMとすることについて、CDM理事会への指針が決定されるように、各国からのサブミッション、上記ワークショップの報告書、CDM理事会からの勧告を検討すること。

(2) COP/MOP1以降の状況

COP/MOP1の決定を受け、各国からのサブミッションの提出が行われた。

(3) CCS/CDMに関する方法論の申請

CCSをCDMプロジェクトとすることを意図して、日本の事業者から以下のプロジェクトについてベースライン・モニタリング方法論の申請が既に行われている。

ベトナムの油田への地中隔離・貯蔵

(ア) 排出削減予測量：460万トン/年平均、合計3,200万トン/7年

(イ) プロジェクト概要：CCGT(コンバインド・サイクル・ガスタービン)からの二酸化炭素を回収・隔離し、White Tiger油田(地中)に注入し貯蔵する。2010年より事業開始予定。

マレーシアの沖合海底下での貯蔵

(ア) 排出削減予測量：300万トン/年平均、合計2,100万トン/7年

(イ) プロジェクト概要：LNG施設からの二酸化炭素を回収し、120キロ沖合海底下の帯水層へ注入し貯蔵する2011年より事業開始予定。

(4) 京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP2:2006年11月)における決定

CCS(二酸化炭素回収・貯留)プロジェクトをCDMとして実施することについて、COP/MOP4(2008年末)でのガイダンスの採択に向けてのプロセスや解決すべき課題について決定された。

解決すべき課題として明記されたものは以下のとおり。

- ・ 二酸化炭素の貯留サイトからの長期にわたる漏洩リスクの評価
- ・ 貯留サイトにおける長期間の管理責任の扱い
- ・ 貯留サイトの選定に関する評価方法
- ・ 国境をまたぐプロジェクト境界の扱い

2 . CCS のインベントリでの取り扱いについて

(1) 関係規定

1996 年 IPCC ガイドラインでは CCS の算定方法は記されていない。

COP 3 決定により第 1 約束期間のインベントリには 1996 年ガイドラインを参照することとされている。

京都議定書 Article 5

...

2. Methodologies for estimating anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of all greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol shall be those accepted by the Intergovernmental Panel on Climate Change and agreed upon **by the Conference of the Parties at its third session**. Where such methodologies are not used, ...

Decision 2/CP.3 Methodological issues related to the Kyoto protocol

...

1. Reaffirms that **Parties should use the Revised 1996 Guidelines** for National Greenhouse Gas Inventories of the Intergovernmental Panel on Climate Change to estimate and report on anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol;

UNFCCC インベントリ報告ガイドラインでは、

- ・ FCCC/CP/1999/7 では、二酸化炭素回収に関する記載無し。
- ・ FCCC/CP/2002/8, para.26 において下記の言及あり。
- ・ FCCC/SBSTA/2004/8, para.26 において言及あり。FCCC/CP/2002/8 から変更無し。

26. If Annex I Parties account for effects of CO₂ capture from flue gases and subsequent CO₂ storage in their inventory, they should indicate in which source categories such effects are included, and provide transparent documentation of the methodologies used and the resulting effects.

2005.9 に CCS に関する IPCC 特別報告書が IPCC の WG 3 において採択。

2006.10 に 2006 年 IPCC ガイドライン(1996 年ガイドライン以降に得られた新たな知見を盛り込んだガイドライン)が公表された。ガイドラインでは CCS の計上方法について記載されている。

(2) インベントリでの取り扱い

2006年 IPCC ガイドラインで CCS の計上方法については記載されているものの、これはあくまで技術論をまとめたガイドラインである。現時点では、CCS による削減量を京都議定書第一約束期間(2008年 - 2012年)に適用することについては決定されていない。